

災害時の市町村からの地域住民への情報伝達

⇒屋外スピーカー等で地域住民に一斉に情報伝達する無線設備

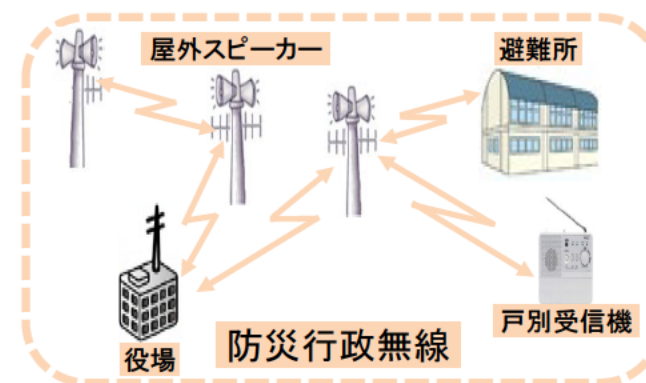
- 防災行政無線は、地域住民への災害情報(緊急避難情報や被災者支援情報)の確実な伝達手段として、全国の多くの市町村が整備中——同報系デジタル防災行政無線では、全国81.1%、石川県89.5%
- ただし、豪雨、暴風等で屋外スピーカーが聞こえない場合や、災害が甚大で防災行政無線が損壊した場合に、FMラジオ放送等による住民への個別の情報伝達も有効

訓練内容

- 川北町が、臨時災害放送局設備(FM設備)により、FMラジオへ災害情報を送信
 - ⇒臨時災害放送局設備(FM設備)は、川北町の要請を受け、北陸総合通信局が無償貸与
 - ⇒臨時災害放送局免許は、川北町の口頭申請を受け、北陸総合通信局が措置(「臨時の措置」)
- 同時に、音声Web配信システムにより、スマホへインターネット経由で同内容を送信実験
 - ⇒地域住民が、スマホでQRコードを読み込んで、音声Web配信システムに接続し、受信
 - ⇒実験は、テレコムサービス協会・北陸支部と北陸情報通信協議会の協力を得て実施
- 防災行政無線に加え、FMラジオやスマホにより情報伝達を多重化

参考——北陸総合通信局の災害時の主な対応

- ①各県対策本部や市町村に連絡要員(リエゾン)を派遣
 - ⇒被災地の通信・放送サービスの状況を情報提供
 - ⇒被災地の要望把握
- ②自治体や事業者への機材の無償貸与
 - ⇒臨時災害放送局設備、移動電源車、移動通信機器、ICTユニット等



災害時の市町村からの情報伝達

